

園児を募集します

令和6年度に幼稚園・保育所等に入園・入所する児童を募集します。
 新たに入園・入所を希望する場合は、受付期間内に申し込みください。

☎ 教育委員会事務局 (☎ 42-2111)

■町内の幼稚園・保育所等

園名	教・保	電話番号	対象年齢	定員
(公) 六原幼稚園	教育	43-2210	3歳児 ～就学前	80人
(公) 三ヶ尻幼稚園(※)	教育	42-4111		60人
(公) 認定こども園 南方幼稚園	教育	44-3119		70人
	保育			70人

※町立三ヶ尻幼稚園は、令和6年度末(2025年3月)に閉園し、認定こども園南方幼稚園に統合予定です。

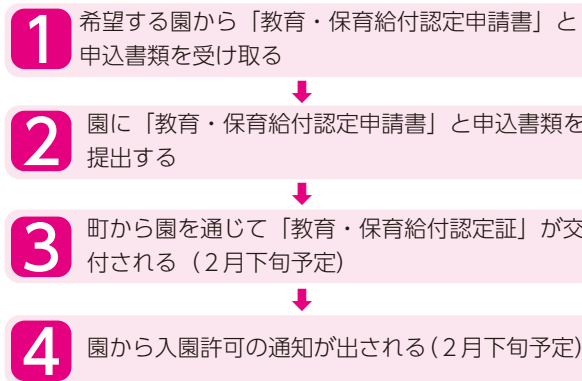
ゆうゆう保育園いわて(トヨタ自動車東日本株式会社主導型保育施設)の利用
 新たに利用を希望する場合と継続して利用する場合では、手続きが異なります。詳しくは問い合わせください。

☎ トヨタ自動車東日本(☎ 022-765-6194)

園名	教・保	電話番号	対象年齢	定員
(私) 金ヶ崎保育園	保育	42-2808	生後2カ月 ～就学前	130人
(私) たんぼぼ保育園	保育	41-0288	～就学前	120人
(私) 認定こども園 たいよう保育園	教育	42-5005	満3歳児 ～就学前	4人
	保育		生後2カ月 ～就学前	106人
(私) かがやき保育園	保育	42-2555	生後2カ月 ～2歳児	15人
(私) あおぞら保育園	保育	47-4842	～2歳児	12人
(私) よつば保育園	保育	48-9083	生後6カ月 ～2歳児	12人

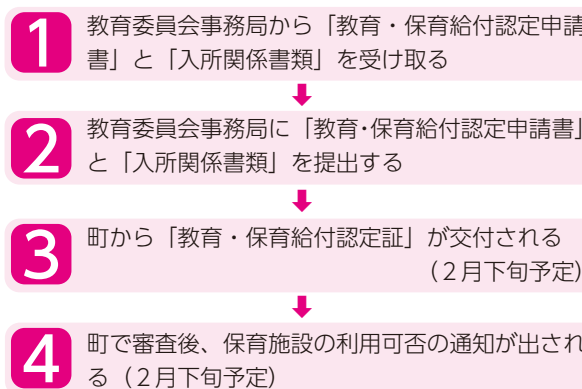
新たに町立幼稚園を利用する場合

- 対象 平成30年4月2日～令和2年4月1日生まれの幼児
- 申込書配布 11月1日(水)から各幼稚園と教育委員会事務局で配布
- 受付期間 11月1日(水)～30日(休)午前9時～午後5時 ※土・日・祝日除く
- 受付場所 各幼稚園
- 申し込みの流れ 右のとおり



新たに保育所・地域型保育事業を利用する場合

- 対象 平成30年4月2日～満2カ月児までの乳幼児
- 申込書配布 11月1日(水)から教育委員会事務局で配布
- 受付期間 11月1日(水)～30日(休)午前8時30分～午後5時 ※土・日・祝日除く
- 受付場所 教育委員会事務局
- 利用条件 保護者が次のいずれかの「保育の必要な事由」に該当する場合
 - ▶就労 ▶妊娠・出産(産前産後期間内)
 - ▶疾病、負傷、障がい ▶求職活動や就学など
 - ▶同居または長期入院中の家族を看病・介護
- 申し込みの流れ 右のとおり



※期間内に手続きした人を優先して入園決定します。
 令和6年6月以降に入所を希望する人は、随時審査の上、入所希望月の前月に通知します。

新たに認定こども園を利用する場合

- 教育(1号認定): 上記「新たに町立幼稚園を利用する場合」と同じ手続きで申し込みください。
 - 保育(2号認定): 上記「新たに保育所・地域型保育事業を利用する場合」と同じ手続きで申し込みください。
- すでに南方幼稚園・たいよう保育園で教育(1号認定)を利用中で、保育(2号認定)での利用を希望する場合は、教育委員会事務局に問い合わせください。

令和7年3月末に

町立三ヶ尻幼稚園を閉園します

令和2年11月に策定した金ヶ崎町立幼稚園再編計画の推進方針に基づき、町立三ヶ尻幼稚園の閉園を次のとおり進めます。推進方針の詳細は、町ホームページでご確認ください。

①三ヶ尻幼稚園の閉園時期

▶令和6年度末(令和7(2025)年3月)に閉園します。

②三ヶ尻幼稚園の園児募集

▶閉園後の転園について保護者が同意している場合は、令和6年度の入園を受け入れます。

☎ 教育委員会事務局(内線2241)



11月は「児童虐待防止推進月間」

児童虐待は、保護者が子どもの心身を傷つけたり、すこやかな成長・発達を損なう行為です。家庭や学校、地域で協力し、児童虐待から子どもを守りましょう。



児童虐待は次の4つに分類されます

①身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

②心理的虐待

子どもの前で家族に対して暴力をふるう(DV)、言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い など

③ネグレクト(養育の拒否・怠慢)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

④性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

見逃さないで!
 ～たすけてのサイン～

▶子どものサイン

- いつも泣き叫ぶ声や悲鳴が聞こえる
- 不自然な傷や打撲、やけどの痕がある
- 衣類や身体がいつも汚れている
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

▶保護者のサイン

- 小さな子どもを残したまま、よく外出する
- 子どものけがについて不自然な説明をする
- 子育てに無関心・拒否的である
- いつもイライラして子どもに当たる

1本の電話で
 救われる子どもがいます

児童虐待かもと思ったら、次の窓口へ連絡してください。匿名で秘密は守られます。

▶児童相談所全国共通3桁ダイヤル(☎189)

※最寄りの児童相談所につながります

▶子育て支援課(☎44-4611)



親子のための相談 LINE

子育てや親子関係に悩んだ時に、子ども(18歳未満)とその保護者などが相談できる窓口です。匿名(LINE上のアイコンとニックネーム)でも相談できます。



友だち登録はこちら

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

本キャンペーンは、1人でも多くの人に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子どもたちの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのかを呼びかける活動です。町は、この期間中、役場庁舎1階エントランスホールにオレンジリボンツリーを設置し、メモリアルタワーをオレンジ色にライトアップします。